

檜原村子供食堂推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の子供やその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取り入れながら、相互の交流を行う場を提供する取組（以下「子供食堂」という。）等に要する経費の一部を補助するに当たり、檜原村補助金交付規則（昭和35年檜原村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる民間団体等（以下「補助対象団体」という。）は、子供食堂事業を行う民間団体等であって、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。ただし、村長が適当と認めたものは、この限りでない。

- (1) 村内で子供食堂を実施していること。
- (2) 定款又は会則を備えていること。
- (3) 村が開催または関与する、子供食堂や子供・家庭の支援に関わる他の関係機関等の連絡会等に年1回以上参加すること。
- (4) 子供食堂を利用する子供又は保護者に対し、子供及び子育て支援に係る相談窓口について周知し、及び相談に応じるとともに、必要に応じて子供及び子育て支援に係る関係機関につなげることができる体制を整えていること。
- (5) 子供食堂を利用する子供又は保護者に対し、虐待が疑われるときその他早急な対応が必要と認められるときは、檜原村こども家庭センターへ通告を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体又は補助対象団体の運営に携わる者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の対象としない。

- (1) 檜原村暴力団排除条例（平成24年3月26日条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当するもの
- (2) その他村長が適当でないとして認めたもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、子供食堂に係る事業とし、子供食堂は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) より多くの子供及び保護者が参加できるよう、事業の周知を十分に行うこと。
- (2) 月に1回以上定期的に実施すること。
- (3) 村に住所のある子供及び保護者が10名以上参加していること。
- (4) 子供及び保護者が立ち寄りやすい場所で実施すること。
- (5) 常時責任者を配置し、安全に配慮して実施すること。
- (6) 規模に応じて、必要な人員体制を確保すること。
- (7) 提供する食事は、原則として補助対象団体の運営者その他の従事者（以下「従事者

等」という。)が直接調理した栄養バランスの良いものであること。

(8) 消費期限又は賞味期限が過ぎた食材等を提供しないこと。

(9) 食事の提供の対価として食事代を徴収する場合は、地域の実情、事業の目的等を考慮して決定したものであること。

(10) 衛生管理及び事故防止のため、次に掲げる措置を講じていること。

ア 子供食堂に係る事業の開始前に、当該事業の実施場所を管轄する保健所に相談し、並びに指導及び助言を求めること。

イ 食事の提供を受ける者へ食物アレルギーに係る情報の周知及び注意喚起を行い、健康被害防止のために適切に対応すること。

ウ 食中毒の予防、感染症への対策等の衛生管理及び火災の発生防止に万全を期すること。

エ 事故発生時の対応のための保険に加入していること。

オ 事故発生時の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、従事者等に対して周知徹底を図ること。

カ 事故発生時において、速やかに檜原村こども家庭センターに報告すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、対象としない。

(1) 営利活動、宗教活動または政治活動を目的とする事業

(2) 檜原村又は他の地方公共団体から同種の補助を受ける事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費であって、次に掲げる経費とする。

(1) 食材及び弁当の購入に要する経費

(2) 食材及び弁当の運搬に要する経費

(3) 会場の使用に要する経費

(4) 消耗品の購入に要する経費

(5) パンフレット等の印刷製本に要する経費

(6) 郵送等の通信運搬に要する経費

(7) 傷害保険等の保険に要する経費

(8) 前各号に掲げるもののほか、村長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、補助対象団体に係る人件費及び運営費に要する経費は、補助対象経費としない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額の合計額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。

(1) 子供食堂の実施に要する経費の総額から寄付金その他の収入額を控除した額と子供食堂を実施する月数に4万円を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 子供食堂の実施に加え、子供食堂において用意した食材もしくは弁当を取りに来た

子供及びその保護者等に配布する取組（以下「配食」という。）または子供の自宅に届ける取組（以下「宅食」という。）を実施する場合は、これらの取組の実施に要する経費の総額から寄付金その他の収入額を控除した額と 72 万円のいずれか低い額

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする子供食堂実施者は、村長の指定する日までに檜原村子供食堂推進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に関係書類（別紙 1、2）を添えて、村長に申請しなければならない。

（交付決定等）

第 7 条 村長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、補助の可否を決定し、檜原村子供食堂推進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該申請をした子供食堂実施者に通知するものとする。

（交付請求）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた子供食堂実施者（以下「補助決定者」という。）は速やかに檜原村子供食堂推進事業補助金交付請求書（様式第 3 号）により村長に請求しなければならない。

（交付）

第 9 条 村長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する。

（事業内容の変更等）

第 10 条 補助決定者は、補助事業の内容の変更または中止もしくは廃止をしようとするときは、檜原村子供食堂推進事業補助金変更等承認申請書（様式第 4 号）に関係書類（交付申請時に添付した別紙 1、2 に変更点を朱書きしたもの）を添えて、村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項に規定による申請を受けた場合において、補助事業の内容の変更または中止もしくは廃止を承認したときは、檜原村子供食堂推進事業補助金変更等承認書（様式第 5 号）により当該補助決定者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認を受けた補助決定者は、すでに補助金の交付を受けている場合は、変更または中止もしくは廃止の内容により、補助金の全部または一部を返還しなければならない。

（実績報告）

第 11 条 補助決定者は、補助事業完了後 1 月以内に、檜原村子供食堂推進事業補助金実績報告書（様式第 6 号）に関係書類（別紙 3、4、5）を添えて、村長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 12 条 村長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、檜原村子供食堂推進事業補助金交付確定通知書（様式第 7 号）により補助決定者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 13 条 村長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱または交付の条件に違反したとき。

第 14 条 村長は、補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 村長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命じなければならない。

(違約加算金および延滞金)

第 15 条 補助決定者は、第 13 条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消され、前条第 2 項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金(100 円未満の場合は除く。)を村長に納付しなければならない。

2 補助決定者は、第 13 条第 1 項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消され、前条第 2 項の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を村長に納付しなければならない。

3 第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助決定者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

4 第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(守秘義務)

第 16 条 補助決定者は、補助事業により知り得た秘密を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて子供食堂に従事する者に周知徹底を図る等の対策を講じなければならない。

(書類の保管)

第 17 条 補助決定者は、補助金の交付申請、請求等に係る書類および補助事業の実施状況を明らかにした書類を当該補助事業完了後 5 年間保管しなければならない。

附 則

(施行日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。